

第180回 判例地方自治研究会

- 1 期日 令和5年9月26日(火) 18時30分～ オンライン (zoom) 会議 作成者 石田 純
2 参加者 須田、澤村、川口、中野、清水(敏) (以上 名・敬称略・順不同)
3 発表課題 発表担当: 清水先生

固定資産評価審査委員会の審査決定取り消し請求控訴事件 (いわき市) 仙台高判令和4年5月26日

事案 福島県いわき市(Y市)内のゴルフ場に所在するクラブハウス(本件家屋)の納税義務者である原告(X)は、いわき市長により決定され建物課税台帳に登録された本件各家屋の平成27年度の価格を不服として、Y市固定資産評価審査委員会(以下「本件委員会」という。)に対し審査の申出をしたところ、これを棄却する旨の決定(以下「前件決定」という。)を受けたため、これを不服として取消訴訟を提起し、同訴訟において、同決定を取り消す旨の判決がされ、これが確定したため、同委員会が令和元年10月28日、再度審査の決定(以下「本件決定」という。)をしたところ、Xが、本件家屋の価格を不服として、同決定の一部取消しを求める事案。

- 争点** ① 本件家屋の登録価格が本件家屋に適用される評価基準の定める評価方法に従って決定される価格を上回っているか否か
② 決定の(全部)取消の判決をし、一部取消としなかった原判決の判断の適法性

判旨 (争点①) 本件家屋はゴルフコースが原発事故による放射性物質に汚染され、隣接するゴルフコース上に放射性物質に汚染された大量の芝が保管されている地域に所在する状況になり、固定資産評価基準第2章第3節「六 需給事情による減点補正率の算出方法」の規定にいう「所在地域の状況によりその価額が減少すると認められる非木造家屋」にあたり、その減少する価額の範囲において需給事情による減点補正率を求める必要がある。本件決定は現状の芝をはがした状態と芝を張って復旧した状態の積算価格を比較し、芝張工事費を6億0669万円と見積もった上で、芝張後積算価格13億6404万8550円に対する芝除去後積算価格7億5735万8550円の割合である0.555を需給事情による減点補正率としたものであるが、このような計算は、社会経済的に不可能で、あり得ないことを前提としたものであり、そのような割合が、ゴルフコース上に放射性物質に汚染された大量の芝が保管されている地域に所在する状況にあるという需給事情による減点をすべき事情により価額が減少する範囲に相当する割合であるとは、到底認められない。したがって、固定資産評価基準によって価格を評価しなければならないと定めた地方税法403条1項に違反する違法な決定である。

(争点②) 本件については当初の審査の申出(平成27年)から原判決までに実に6年を超える年月を経ている。原判決のように、需給事情による減点補正率を認定できないとして審査決定をすべて取り消し、改めて固定資産評価審査委員会において需給事情による減点補正率について審理をやり直させれば、更に紛争解決が長期化するものであり、原審の判断は、行政訴訟による迅速かつ実効的な紛争解決への裁判所の役割への認識を欠く不当な判断である。本件ゴルフ場用地の地価の減少割合は、0.07126と認められるところ、所在する状況にあるという需給事情により減少する価額の範囲は、ゴルフ場の地価の減少割合と同じ割合である0.07126と認めるのが相当であり、この割合を需給事情による減点補正率とすることが、固定資産評価基準に従った算定方法であるから、本件家屋の平成27年度の価格を1億0882万9826円と決定した部分のうち、価格が1397万3357円を超える部分は、固定資産評価基準によって決定される価格を上回り、固定資産評価基準及び地方税法403条1項に違反する違法があるものと判断する。

→「価格を1億0882万9826円と決定した部分のうち、価格が1397万3357円を超える部分を取り消す。」と原判決変更

世帯分離解除による生活保護廃止処分取消請求事件(熊本県) 熊本地判令和4年10月3日 発表担当: 中野先生

事案 熊本県(Y)玉名郡a町に居住して生活保護(医療扶助)の支給を受けていた原告夫婦(X)が、処分行政庁がXに対して平成29年2月14日付けでした生活保護廃止決定処分(以下「本件処分」という。)は、生活保護法上の世帯の認定を誤り、世帯分離を継続すべきであるのに世帯分離解除を行った違法があり、処分通知に十分な理由が付記されていない違法もあるなどと主張して、Yを相手に、本件処分の取消しを求める事案。なお、具体的には、Xと同居するXの孫が、従前、生業扶助の対象とならない専修学校に就学しており、その就学が特に世帯の自立助長に効果的であるとして世帯分離としてきたが、平成28年4月から勤務条件が代わり、平成28年5月以降は社会保険・厚生年金・雇用保険に加入し、給与額(総支給額)も14~19万円と大幅に増えたため、世帯分離を解除し、保護廃止と処分に至ったという経緯になる。

- 争点** ① 世帯分離解除の処分性、②本件処分が処分行政庁の裁量を逸脱・濫用した違法な処分か否か

判旨 (争点①) 世帯分離又はその解除は、処分行政庁が保護の要否及び程度を世帯単位で判定、検討することが相当か否かという観点から行う取り扱いであり、保護の申請者や受給者に対する保護の要否及び程度に直接変動を及ぼすものではない。➡処分性を否定
(争点②) 厚労省の局長通知第1の5(3)は、世帯員が専修学校等で就学する場合であって、その就学が特に世帯の自立助長に効果的であると認めるときは、当該世帯員を生活保護の対象となる世帯から分離して差しかえない旨を定めているところ、その趣旨は、専修学校等に進学した世帯員を保護世帯から分離して保護世帯とは別の世帯を構成しているとみなすことにより、専修学校等に進学した世帯員の経済的負担を軽減し、引き続き保護世帯との同居を続けながら専修学校等の教育課程を修了することができるようにして、専修学校等の在学中に十分な稼働能力を取得させ、専修学校等に進学した世帯員及び分離された保護世帯の将来的な自立を促進助長することにあるものと解される。そして、問答集を引用したうえで、「被保護者でないものの収入を被保護世帯の収入として自動的に認定することはいかなる場合であっても認められるものではない。扶養義務の履行等により現実の金銭の移転があった場合に、はじめてその金額を収入額として認定すべき」、「専修学校等に進学した世帯員の収入が増えて世帯分離を行わなければ当該世帯員を含めた世帯収入が最低生活費を上回る状態となる場合であっても世帯分離を継続することが可能とされていると考えられる。専修学校等に進学した世帯員の収入が増加したことをもって世帯分離を解除することは相当ではない」として、本件について、専修学校等に進学した世帯員の収入が増加したことをもって世帯分離を解除することは相当ではなく、収入の増加という表層的な現象にもっぱら着目したがゆえに、原告夫婦と孫の経済的な自立助長に効果的である状況が継続しているかという視点に欠けるところがあった。

→ 処分行政庁の世帯分離解除の検討過程ないし結果(判断の内容)は著しく合理性を欠いていた。

➡孫とXの世帯分離解除に係る処分行政庁の判断が違法であって、本件処分時におけるXと孫の世帯分離解除が認められない以上、孫の収入をXの世帯の収入と認定することはできず、その場合にはXの世帯の収入がその最低生活費を上回ることではないから、本件処分はその前提を欠くものとして、その余の争点について判断するまでもなく違法であり、取消しを免れない。